

令和三年一月二十五日

聖籠町農業委員会第二十四期

第二十三回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第23回総会議事録

聖籠町農業委員会第24期第23回総会は、令和3年1月25日、聖籠町役場において招集された。

1 出席委員

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 番 駒澤 一男 (会長) | 2 番 新保 昇英 (会長職務代理) |
| 3 番 曾根 善治 (農地部長) | 6 番 栗原 一成 |
| 7 番 新保 勇 | 8 番 八幡 裕 |
| 9 番 神田 勝 | 10 番 加藤 百合子 |

2 欠席委員 4 番 宮下 吉勝 (農政部長)

5 番 新保 要一

3 出席職員

局長 田村 治 次長 長谷川 一也 主任 二宮 広輝

4 総会の議事等日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について

日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について

日程第7 議案第5号 農用地利用集積計画による(利用権設定・農地中間管理権)申出審査について

日程第8 議案第6号 令和3年度 聖籠町農作業別標準料金表について

日程第9 報告事項 農業委員会事務専決報告等について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

「会 長」 ただいまより、聖籠町農業委員会第24期第23回総会を開会いたします。
(開会 午後2時00分)

皆さん、大変お忙しい中ご苦労様です。今年は正月から大雪ということで皆さん難儀されたかと思いますが、この大雪による農業被害がどうなっているかなと思い、先ほど産業観光課に確認したところ、格納庫を含めたハウスが全壊半壊を含め10棟ハウスが壊れた。果樹の枝折れについては、現場に入れられないため、いまだ確認が取れていないとのことで雪解けとともにある程度の被害はやむを得ないのかなと感じています。まだまだ2月の寒い日が続くわけですが、あまり大雪が降らなければと思っています。

「会 長」 日程第1、会議録署名委員の指名について、会議規則第14条の規定により、8番委員、9番委員を指名いたします。なお、説明者には次長、書記には主任を指名いたします。

「会 長」 日程第2、会期の決定について、令和3年1月25日、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会 長」 異議なしと認め、本日1日限りと決定いたします。

「会 長」 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは1ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件

のすべてを満たすと考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第1号は、先ほどの事前審査において、番号35番の経営面積は、町内の面積かという質問があり、町外も含むという説明でした。あと36、37番の経営面積が0㎡なのはという質問があり、譲受人は前からこの農地を耕作し、農機具もあり、36番の関係で今回出てきたとの説明でした。他は、全員異議なく許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 農地部長より補足説明がありました。議案第1号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会長」 議案第1号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会長」 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは2ページをご覧ください。

「議案朗読」

番号30は、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に該当し、市街地近郊農地と認められるため、第2種農地と判断されます。

番号31及び32は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)に該当し、

市街地の農地と認められるため、第3種農地と判断されます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を農地部長より補足説明願います。

「農地部長」 議案第2号は、先ほどの事前審査において、番号30番は、保育園の園庭との説明でした。また、31番については、農業委員としてどのようにかかわればいいのかとの質問があり、委員の方は農地パトロール等でしっかり見てもらいたいということと事務局として届出が出された場合、現地確認をしているとの説明でした。32番は特に問題ありませんでした。後、地区担当委員からの補足説明等もあり、許可相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 農地部長より補足説明がありました。議案第2号について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 議案第2号について、許可することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、許可することに決定いたします。

「会 長」 日程第5、議案第3号 農用地利用集積計画による(所有権移転)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい、それでは3ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を会長職務代理より補足説明願います。

「会長職務代理」 議案第3号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 会長職務代理より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第3号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第6、議案第4号 農用地利用集積計画による(利用権設定)申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい。それでは4ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を会長職務代理より補足説明願います。

「会長職務代理」 議案第4号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会長」 会長職務代理より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。
(ありませんの声あり)

「会長」 それでは、議案第4号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

「会長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会長」 日程第7、議案第5号 農用地利用集積計画による（利用権設定・農地中間管理権）申出審査について、上程いたします。事務局説明願います。

「次長」 はい、それでは7ページをご覧ください。

「議案朗読」

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上であります。

「会長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を会長職務代理より補足説明願います。

「会長職務代理」 議案第5号は、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 会長職務代理より補足説明がありました。会議規則第11条議事参与に関する案件がありますので、最初に審議願います。7番委員、退席願います。

(7番委員、退席)

「会 長」 番号729から731までについて、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号729から731までについて、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員意義なしと認め、承認することに決定いたします。

(7番委員、入場着席)

「会 長」 会長職務代理、退席願います。

(会長職務代理、退席)

「会 長」 番号728について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 番号728について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

(会長職務代理、入場着席)

「会 長」 これで議事参与に関する案件が終了いたしました。ほかの案件について、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第5号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第8、議案第6号 令和3年度 聖籠町農作業別標準料金表について、上程いたします。事務局説明願います。

「次 長」 はい。それでは13ページをご覧ください。

「議案朗読」

以上であります。

「会 長」 この件につきましては、部会による事前審査がありました。その結果を会長職務代理より補足説明願います。

「会長職務代理」 議案第6号は、最初事務局から説明がありました。それから受託者協議会の会長である9番員から説明していただきました。2点ほど変更がありました。1点目はあぜぬり機の作業料金ですが、40円から45円に値上げとなっていますが、聖籠の場合、基盤整備等が進んでおらず、効率が悪いということで新発田市と同額の45円に上げたとのこと。もう1点については、農作業賃金欄の(男女共)の表記を削除したとの説明でした。その後、委員から意見質問を聞いた中で、基本給は最低賃金との比較はどうなっていると質問があり、基本給は最低賃金を超えているので、問題ないとのことでした。以上を踏まえ、全員異議なく、承認相当でよろしいということでした。以上です。

「会 長」 会長職務代理より補足説明がありました。この案件につきまして、質疑、意見のある方の発言を求めます。

(ありませんの声あり)

「会 長」 それでは、議案第6号について、承認することに決定して、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「会 長」 全員異議なしと認め、承認することに決定いたします。

「会 長」 日程第9、報告事項があります。事務局説明願います。

「次 長」 はい。それでは14ページをご覧ください。

「報告事項朗読」

以上であります。

「会 長」 以上をもちまして、本日の日程が終了しましたので、総会を閉会します。

(閉会 午後2時30分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名、押印をする。

聖籠町農業委員会
議長

駒澤一男



聖籠町農業委員会
署名委員

八幡裕



署名委員

神用勝

